

岩手県告示第929号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営更木新田地区土地改良事業（花巻市及び北上市）に係る換地処分をした。

平成25年12月24日

岩手県知事 達 増 拓 也